

# 一般財団法人岩国市体育協会表彰規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人岩国市体育協会(以下「協会」という。)定款第3条の目的達成に貢献した者及び団体の表彰について定めることを目的とする。

## (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) スポーツ栄光賞
- (3) スポーツ優秀賞
- (4) スポーツ奨励賞
- (5) 感謝状

## (スポーツ功労賞)

第3条 スポーツ功労賞は、次の各号の一に該当すると認められる者及び団体に贈与する。

- (1) 岩国市のスポーツの推進に永年尽力し、功労が顕著な者
- (2) 協会又はその加盟団体の発展のため永年尽力し、功労が顕著な者
- (3) 前各号のほか、協会及び加盟団体の発展に特に顕著な功労のあった者及び団体

## (スポーツ栄光賞)

第4条 スポーツ栄光賞は、次の各号の一に該当すると認められる者に贈与する。

- (1) オリンピック大会又は世界選手権大会に出場した者
- (2) 国際競技大会において入賞した者(マスターズ及びベテラン大会については優勝した者)
- (3) 全国競技大会で1位から3位までの入賞者
- (4) 各種大会で日本記録を樹立した者

## (スポーツ優秀賞)

第5条 スポーツ優秀賞は、次の各号の一に該当すると認められる者に贈与する。

- (1) 全国高等専門学校等の大会で1位から3位した者

## (スポーツ奨励賞)

第6条 スポーツ奨励賞は、次の各号の一に該当すると認められる者に贈与する。

- (1) 全県大会で優勝(第1位)した者
- (2) 中国大会で第2位までの入賞者
- (3) 全国大会で4から6位(ベスト8位を含む。)までの入賞者

## (感謝状)

第7条 協会の発展に特に貢献した者及び団体(第3条第3号該当者を除く。)に対し、感謝状を贈ることができる。

## (推薦)

第8条 協会及び加盟団体は、表彰該当者を別に定める様式により、指定する期日までに会長に推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第9条 受賞者は、前条の規定により推薦されたものについて、理事会において選考し、3分の2以上の同意を得て決定する。

2 理事会は、必要に応じ参考人として推薦者を出席させ、意見を聴することができる。

(表彰)

第10条 表彰は、原則として毎年12月の第2日曜日に表彰状及び記念品等を授与して行う。

(表彰の周知)

第11条 表彰を行ったときは、これをスポーツいわくに、又は日刊紙等で広く周知する。

(表彰の取り消し)

第12条 表彰を受けた者で信用を失墜する行為があったときは、表彰を取り消すことがある。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 岩国市体育協会体育功労賞及び特別優秀賞表彰規程(昭和34年4月1日制定)、優秀監督表彰規程(昭和54年4月1日制定)及び優秀選手等表彰規程(昭和50年3月1日制定)は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

# 一般財団法人 岩国市体育協会表彰規程細則

この細則は、一般財団法人岩国市体育協会表彰規程(以下「規程」という。)第13条の規定により、細目を定めることを目的とする。

## 1 被表彰者の基準

- (1) 規程第3条第1項第2号の永年とは、原則として、同一加盟団体役員(会長、副会長、理事長、理事)歴が20年以上ある者で、表彰式当日満55才以上の者とする。
- (2) 規程第4条から第6条までについては、当該成績を残した大会又は競技会で定められた競技人数(監督等を含む)に対して表彰するものとする。
- (3) 同一競技による同一の団体又は個人への表彰は、同一年度内で1回とする。  
ただし、成績が特にすぐれている場合はこの限りでない。

## 2 表彰形式の基準

- (1) スポーツ栄光賞は、岩国市と合同(連名)で行うものとする。

## 3 各種大会の基準

- (1) 表彰の対象となる大会は、予選又は選考を経て、かつ、国、県又は市を代表して出場資格を得たものとする。(出場資格が一部の団体若しくは地域又はスポンサーに限られる大会は対象としない。)

- 4 この細則の施行について疑義を生じたときは、理事会の議決を経て会長が決定する。

## 附 則

- 1 この細則は、平成15年10月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この細則は、平成19年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。